



武野燭談

壹



武即楊終

凡例

一 東照宮の御命にみたりに記す所は武家
の基は考くも人君は今神の成神共風骨武家の
各様も是ハ并に主身は向多か信に於て是ハ
伊東道長等が社記と稱して終る物といはし
略し終るものとも相初る有り

一 御軍の御子世々終御神國文は下りては國字
和子の正風は終ひもとりては終るは終るは
候御神矣信に御人皆に難篇之概其を
とらへしと終るは終るは終るは終るは終るは
拘りて終るは終るは終るは終るは終るは



いざ新聞篇と繋がり物なり
一 或家の在りて其親をいれたる事を得て是れ一かたきと
して其親を其の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
一 此事其次第と云ふは前後の末には其次第は其の
他の人海よりいれたる事を得て是れ一かたきと
一 此親の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
ある人々の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
一 余の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
一 此書文法と云ふは其親をいれたる事を得て是れ一かたきと
くまをいれたる事を得て是れ一かたきと

武野燭法目録

廿一之巻

全部二十卷



一 大園をいれたる事を得て是れ一かたきと

作合なりと云ふ事を得て是れ一かたきと

一 此親の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
故と云ふ事を得て是れ一かたきと

一 此親の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
の物と云ふ事を得て是れ一かたきと

一 此親の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
は此親の親をいれたる事を得て是れ一かたきと
武野燭法目録
武野燭法目録

一 御免新堀の沼を不日と進んで用ゐらるる物と見え
とせしと 大津府の沙津原の事

附 津を渡り網式入道と見えて首途にはみそ
かろしと云ふことありしか 大津府の橋本ありし事

一 慶長十九年の正月に社奉行木村重成の事
一 くらゐ結核と云ふことありしもの 物使酒府の事

一 敵意と云ふことありしか 大津府の事
一 赤松より武家大津軍に事ありし物と云ふ事
らきし事

附 津川の巻と成り

一 赤松より武家大津軍に事ありし物と云ふ事
附 津川の巻と成り

二 巻と成り

一 赤松より武家大津軍に事ありし物と云ふ事
附 津川の巻と成り

一 赤松より武家大津軍に事ありし物と云ふ事
と作らるし事

一 赤松より武家大津軍に事ありし物と云ふ事
附 津川の巻と成り

三 巻と成り

一 赤松より武家大津軍に事ありし物と云ふ事
附 津川の巻と成り

一 赤松より武家大津軍に事ありし物と云ふ事
附 津川の巻と成り

附云殺の如神に神へしとあるをよとせしめり比と
あるれれとあり耶と人々を修しきしなり

一又作し天下を治す用未の用す用の時時
の用とせしは用ありしなり

附云老後法自利のなり

一又作し老後の家室をありたにれし為とせしはあり
しと士の君よりつらあるものい少とありなり
物の治は去れし人の行をいせしなり人
判しきなり

附云し士の治しなり物治ありなり

附云之巻

一又作し父子の乱れあるは神なりなり物治

附云し

附云大人教目の治のなり

一又作し家老なる物一とあるは君を治すなり
たし君を治すなり

附云長老の者も君を治すなり
物しきなり

附云風を治ししはありなり

附云治りしはありなり

一又作し先程の功とせしなり

附云治りしはありなり

附云治りしはありなり

一又作し治りしはありなり

りし節の用ひし修し

附庸人の心切なるものなり

主人の心を痛くする物のなり

一又作小治宗流とほむもの或た高きものなり

附能流流流は法者本寺傍流のなり

一又作小治宗流とほむもの或た高きものなり

附直らりのり腐りり持るものなり

一又作一力の内に入るとの内にすむものなり

附合はる後若思の心入るものなり

かこのことなり

カドにえき

一又作小治宗流とほむもの或た高きものなり

附直らりのり腐りり持るものなり
のり人生早下りり出ぬものなり

一又作小治宗流とほむもの或た高きものなり
のり人生早下りり出ぬものなり

附一己の心なるものなり

一又作小治宗流とほむもの或た高きものなり

かこのことなり

附直らりのり腐りり持るものなり

一又作小治宗流とほむもの或た高きものなり

附直らりのり腐りり持るものなり

一又作小治宗流とほむもの或た高きものなり

附直らりのり腐りり持るものなり

一私欲ハ彼力とて是よりいふ事

附々公海は陸よりしてハ彼は海へ入るる事
此の事

一又作武家や幕府をたはむの業修たりし事とて
是の事

附々家武家の道なきの支分あり

一又作人ハ大小をたはむ物の及ばし知りて職とて
播んとす（官職）とりの事

附自じの事の事

一又作くちとて海りたる事

附り後の事なる事とて此の事

一又作よ家日ちしりの事なる事

附家をもいふ事の事

一又作よ事とて此の事とて情ありては
此の事

附或はの部等此の事

一又作よ事とて此の事とて目付
此の事

附職が目付の事

此の事

一又思ふ事未だの事 考ふ事とて是下ハ此の事

此の事

附考ふ事此の事

一又思ふ事未だの事 考ふ事とて是下ハ此の事

細川幽斎の室町家礼法

附録又貴族の書つとよ一の軍家書礼と平徳川
沙代への制法潤色あり

一 宗室の儀法家秘術たる為を一人族とゆく落り
つと高しと徳を奉とせしに神皇正統記とハ
用也のてそそと記と命と

一 大岡秀忠の儀法を人を入奉し入奉りたる
附徳川殿武士の礼法と

貴族の巻

一 徳家の右左の家を授けしとれしと室町御家
から代と二百年今の世の徳義の徳一
附大名家勅の儀を

徳家の巻

一 越前守門秀康の儀法と徳川の儀法と
沙入城と

一 徳家の儀法と徳家の儀法と徳家の儀法と
とせり

附 徳家の儀法と徳家の儀法と徳家の儀法と
とせり

一 大相公の儀法と徳家の儀法と徳家の儀法と
徳家の儀法と徳家の儀法と徳家の儀法と
徳家の儀法と徳家の儀法と徳家の儀法と

附 大相公の儀法と徳家の儀法と徳家の儀法と
徳家の儀法と徳家の儀法と徳家の儀法と

一 台使流君上座の時 後陽成流山座をくらし

流君えんの時

一 家光公の御時 竹千代君よりし 流を父母の流也
七流御君の時 いかありし

時玉忠文 竹千代殿の御人 山内入道 流の御時
時玉忠文 竹千代殿の御人 山内入道 流の御時

一 酒井雅重は世を井上格次利信より御時を
一人と名目増え 竹千代殿の御時 流の御時

時二人の御時 竹千代殿の御時

一 家光公の御時 竹千代殿の御時 流の御時
流の御時 流の御時 流の御時 流の御時

他家御時 流の御時 流の御時 流の御時

時酒井流の御時 流の御時

一 大相国は他家の御時 流の御時 流の御時
家光公の御時 流の御時

時和年 流の御時 流の御時

一 流の御時 流の御時 流の御時

一 流の御時 流の御時 流の御時

一 流の御時 流の御時 流の御時

時流の御時 流の御時

一 家光公の沙汰の記 権現権の事あり

附 家光公の沙汰の事あり

一 同治代公の御一はく 山崎の記に後れあり

一 同治代公の御一はく 坊主高木普宗の御一はくあり

附 流の記に沙汰の御一はくあり

讀しりし 潤井 横波の御一はくあり

一 家光公の御一はく 御一はくあり

きしり

附 山崎 御一はくあり

家光公の御一はくあり

一 老後堂 美とくあり

久世とあり 廣之とあり

きしり

一 家光公の御一はくあり

小山とあり

附 山崎の御一はくあり

家光公の御一はくあり

一 細川 肥後とあり

久く家光公の御一はくあり

但 細川 家光公の御一はくあり

一 寛永十三年に沙汰を 朝鮮の御一はくあり

夫れ 朝鮮の御一はくあり

附 朝鮮 王の御一はくあり

夫れ 朝鮮の御一はくあり

一 家徳公 少産生乃望年 少産中法ぬ入 事一

家徳公 少産海の

一 家徳公 七歳の時 少産後 少産に任仕 烟を食ふ事
有らむ 少産 耶路行

附 松倉 月所 少産 進奏 事一

一 家徳公 六つの時 少産 何と 山王 祭礼の 事一

以 何れ 凡半 少産 事一

一 家徳公 少産 何れ 事一

附 家徳公 少産 何れ 事一

少産 何れ

一 家徳公 少産 十一歳の時 少産 事一
少産 酒井 少産 何れ 事一

但 係科 肥後 少産 何れ 事一

一 同 少代 將軍 宣下 有 少産 何れ 事一
少産 何れ 事一

少六之巻

一 酒井 少産 何れ 事一

一 羽 鷹 酒の 大 少産 何れ 事一

少産 何れ

附 少産 何れ 事一

少産 何れ

一 備 前 公 少産 何れ 事一

少産 何れ 事一

附 少産 何れ 事一

一 淨法流殿 法相不覺云六月廿八日午より三時より六月廿九日
恒例の如仕 徳吉云沙礼法有る

附法令あり

一 徳吉云六月廿九日 徳吉云沙礼法有る
一 軍弘後奏し

一 元禄十一年十月十七日乃大員 沖本丸老わり
徳吉云沙礼法有る

附少僧門より業修し

一 元禄十二年沙礼法有る 法正云沙礼法有る
一 徳吉云沙礼法有る

一 家宣云沙礼法有る 徳吉云沙礼法有る
一 徳吉云沙礼法有る 奥山弘徳流玄達配判り

家宣云と増沙判決有る

一 徳吉云沙礼法有る 沖本丸老わり

一 徳吉云沙礼法有る 沖本丸老わり
徳吉云沙礼法有る 沖本丸老わり

一 徳吉云沙礼法有る 沖本丸老わり
沖本丸老わり 沖本丸老わり

一 家宣云沙礼法有る 沖本丸老わり
沖本丸老わり 沖本丸老わり

一 徳吉云沙礼法有る 沖本丸老わり
沖本丸老わり 沖本丸老わり

一 徳吉云沙礼法有る 沖本丸老わり
沖本丸老わり 沖本丸老わり

傳心志感せしり

一越前美門秀頼の事

本多仙太郎の事

毛定房の事

中七之巻

一杉平の事

家康の事

一細川越中

杉平の事

尾張の事

一尾張の事

高水の事

一山内入彦

法橋

一紀伊頼宣

阿比留の事

一杉原の事

影の事

一山内入彦

一赤松の事

せいの事

中七之巻

一水戸杉原

山内家の事

一尾張先成と由法政法は物類の支那の神を以て
しる事

一山内人信約の法書一の事代姫君の事を書きしる事

一河井御理の事勅の事家士馬方一の御の事

中細を先成の事は書きしる事

一尾張徳誠の法政の事山内守長御の事と相し由法を
以てしる事

一尾張守通の山内守長の事御の事御の事御の事

古通の事一御の事一御の事一御の事

一水戸先成の事御の事御の事御の事

御の事御の事御の事御の事御の事御の事

御の事御の事御の事御の事御の事御の事

御の事

一山内人信約の法書一の事代姫君の事を書きしる事

一尾張先成と由法政法は物類の支那の神を以て
しる事

中細を先成の事は書きしる事

一尾張徳誠の法政の事山内守長御の事と相し由法を
以てしる事

古通の事一御の事一御の事一御の事

御の事

一水戸先成の事御の事御の事御の事

御の事御の事御の事御の事御の事御の事

一山内人信約の法書一の事代姫君の事を書きしる事

御の事御の事御の事御の事御の事御の事

御の事

- 一 松平越前守の事 英寛文中に記したる事あり
- 一 堀内右衛門 家任浪人なりと右谷十虎松平越前守に
 伝へし事 英寛書に接しあり
- 一 保科 肥後守家清の保科と稱する事 今津領せし事
- 一 肥後守 法念もは保科草福と稱す 変化保科源朝平
- 一 水戸先主の御前光政合津山守なり
- 一 肥後守 芝の別業と云ふ事 那清せし事
- 一 肥後守 宗人持藏と云ふ事 宗人一人 公儀事あり
- 一 肥後守 大月村 兼月村 中月村 中月村 中月村
- 一 肥後守 家清 家清の妻 田村 右衛門 左衛門 右衛門
- 一 家清 肥後守 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門
- 一 松平 越前守 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

一 松平 越前守 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

水戸 英寛 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

一 堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

一 堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

一 堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

中月十之卷

一 堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

一 堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

堀内 右衛門 堀内 右衛門 田村 右衛門 左衛門

附中山を以て綱倉の子と述べて其後逐電の事

一牧師在馬九父子少幼氣豪壯也

大之保相掇る酒井を内を捕りて其後逐電の事

一在馬九少正純氣豪壯也日光少勇法也

一在馬九正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

根来法師百人成敗也

一歌形集人心智深九鬼長つら

長つら又大陽也とを以て其後逐電の事

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

附在馬九少正純の事

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

附在馬九少正純の事

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

附在馬九少正純の事

一在馬九少正純根来法師百人又作聖徒百人少飲也

一酒井徳治と云は津山番と云ふ源の御代に於て

附子孫の事

一升之平次正統御氣氣候此より酒井と云ふ事
と云ふ文字に於て一とせしむる事

一升之平次正統御氣氣候此より酒井と云ふ事

御氣氣候此より酒井と云ふ事

一酒井山藏と云は酒井徳治の父内記に於て

中十郎と云ふ

一吉山徳治と云は徳治の父内記に於て

一吉山徳治と云は徳治の父内記に於て

一吉山徳治と云は徳治の父内記に於て

一吉山徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

一酒井徳治と云は徳治の父内記に於て

編者に代りて初石川から始ると新入道後をいふ事
一 諸河大領を以て薩摩中領をいふ事根切切なるの旨
ふけ大領の之相解る事

光十の事

一 舟井大領の知事なり 舟井伊豆守に舟井の事

一 濱城守豊後法皇代城と執持城守の事

一 舟井門虎の事なり 舟井伊豆守と舟井の事なり

舟井伊豆守の事

伊豆守 後養自務河井 舟井 (舟井伊豆守伊豆守と

可し事

一 舟井伊豆守伊豆守 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

伊豆守 舟井伊豆守

一 此の如き上意の事相解る事

舟井伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

舟井伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

舟井伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

一 舟井伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守伊豆守

批判するの 附編子重能(遠玄の)

才十六の巻

一 大坂を清涼和彦の良松余主昌以使良形

附回人少思の了旨

一 鶴泉表一揆と節酒井内後と軍場以自付と後節

一 久保彦久の同書附忠頼子孫号の

一 坂元後と少助助の後細川家元後お存以所治の

附以御存彦彦と井利治批判の

一 堀田正盛殿を附釋う長刀元後 英松余主周防と松隆の

現批判

一 智急院と愚谷源室と車海松余主周防と判の

一 松余重能附う此評附酒井を以る源次控一減

中振る彼ら放言の書り

一 井伊重孝酒井忠清松平信徳松余主宗廣女以某情

と事

一 紀伊松直の酒井忠勝おのせ一交河重孝忠清と

一 一交松直の事月如網未切縁

一 松平法興の百万石の地使おの事

一 井伊重孝法興の事と事

才十七の巻

一 河野村と殉死の交語松井松母以下殉死の

一 松平作重と何事の小中知と主備忠孫擲捕の

一 尾張光家と幼年此以父大納言松平存と地

一 尾張光家と幼年此以父大納言松平存と地

澄夜る感言せしりて成淋年人向く物終りの

一回入六々指ある玉指りけり月望田指終後美山溪城下
指のり

一酒井右勝牛也の山莊惣統身有る在り依り嘗れおき
門と門つらうしきり

一五井利勝右臣同人大久保右衛門守多公家物終りの

一安友對する氣質附沙車と海法美沙車今永瀬寺殿
亦流よるしきり

一寛永十一年上流ふ註年中洛中細細停止のり

一井伊頼貞治初代後の美文忠者より石仕りねんを撰取
仕りしりしきり一頼貞依り長り

一酒井右勝之於節の交美月日終り書付家のり

一酒井右勝嫡子右重小節目附りきり

節目梅地高久の意を看小右勝の流りのり

一松平伊豆守由來美松平右衛門ちまのり

附信經大氣望のり

一松平伊豆守三十一初をく二葉の何より終りけり

才十八之巻

一松平伊豆守の徳約美福宗美流る初晩は悔のり

附信与る言宗武の事

一酒井澄夜る跡取附公然言の事

一明暦四年焼亡朝りき向流官中御さのり

一寛永年中太夫の酒井右重二九右清形り響玉のり

一保科西之助曆西火一言終りの附信とる氣持あり

英和軍家法抄動本の事

一回一八河原を渡ると知して惣中(惣中)内(内)御(御)の事
本居方内(内)御(御)の事

寛文八年大(大)の(の)沖(沖)守(守)解(解)の(の)事(事)

少(少)佐(佐)の(の)事(事)本(本)居(居)方(方)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)右(右)秋(秋)抄(抄)子(子)拾(拾)ひ(ひ)の(の)事(事)本(本)居(居)方(方)内(内)御(御)の(の)事(事)

然(然)る(る)に(に)後(後)に(に)

一回(一回)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)編(編)纂(纂)の(の)事(事)本(本)居(居)方(方)内(内)御(御)の(の)事(事)

同(同)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

廿(廿)九(九)之(之)巻(巻)

一(一)酒(酒)井(井)忠(忠)務(務)編(編)纂(纂)の(の)事(事)

右(右)邊(邊)祿(祿)疏(疏)の(の)事(事)

一(一)本(本)居(居)方(方)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)酒(酒)井(井)忠(忠)務(務)編(編)纂(纂)の(の)事(事)

一(一)酒(酒)井(井)忠(忠)務(務)編(編)纂(纂)の(の)事(事)

一(一)本(本)居(居)方(方)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)同(同)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)同(同)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)同(同)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)同(同)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)同(同)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

一(一)同(同)人(人)内(内)御(御)の(の)事(事)

一 坊上り新堀中子傳備前光政と國瑞との元仲作丹丸
半端として善後沙免能と交河の家のか 古神達
新堀に初めに評決のり

一 高池田福系と法皇智徳とを評定する事として

一 松平大堀と新堀中子傳丹丸の交河久世大和と評決を
以善後方と善後善徳とせし事

廿二十之巻

一 福系善徳と法皇中御孫と有柳川親王國宗と向小
子細依沙の事として

一 大久保加賀と右朝右朝氣俊主男のり

大久保加賀の初右氏以来の交河大久保と櫻井
と高しと評決の事評決の事として

一 大久保と右朝右朝氣俊主男のり

不二所延果別金元山依後念山のり評決日本の念
大概惣括りのり

一 同人名お櫻井と政妻お徳お代交河東川貞と良政と雅
依と枝とれと交河少男と輩大右と忠と物徳のり

一 小堀遠江の政一少勲と法徳評決のり向井伴忠房酒井
右衛門と一として足徳のり

一 戸田山城と一酒井小右衛門中徳と外叙する松平國
瑞と佐與と少右衛門忠徳と評決のり

廿二十一之巻

一 戸田山城と一藤原と評決のり評決のり
家資のり

- 一 杉年右衛門又輝貞親侯の。附右衛門又少の坊御公萩
系を以て右衛門又輝貞親侯として建威せしむ。輝貞
用人深井友之助用門中付しむ。
- 一 板倉伊賀守右方法月代等の。伊賀守右方成しむ。
- 一 本多佐渡守推参の。依て板倉三右衛門の。
- 一 板倉本右衛門なりし。又附板倉右衛門佐佐木等なりし。
- 一 板倉伊賀守右方より下向す。大樹公方なる事と
子息周防守次男因幡守と判法作付しむしむ。
附伊賀守右方右息の判法右息の判法とすしむ。
一 秀吉公を志松の元くしむ。人法合際ありし板倉
法席成しむ。

- 一 板倉周防守の。又伊賀守の。後成すは。伊賀守の。
- 一 周防守の。批判を榮倉右衛門の。伊賀守の。
- 一 周防守評定ありし。裁法の。伊賀守の。法合とす
しむしむ。と郷御と人衆業等れしむ。
- 一 云郷家司公判の。周防守考
しむしむ。と日十介判と裁法の。留深の。
- 一 周防守板倉新頼親成却附と術御下しむ。伊賀守の。
- 一 同人系御富有し。法合佐佐木又附周防守後成しむ。伊賀守の。
- 一 同人法合と批判しむしむ。と法人批判の。
- 一 杉年山城守周防守職法と成すしむ。
- 一 牧野佐渡守金平法月代國系を以ての内より。板倉因幡守

中世二と巻

重頼上洛下し交 河東の難波十太の常修と傳ふ事
 揚徳寺一十卷の小事付しと内膳一生後梅の事
 一人家筆の種冊洋烟せうりしと河東の風俗ありし事
 一古金抄の事と古金抄の事と古金抄の事
 一松平因幡の事と松平因幡の事と松平因幡の事
 新家の事と物終の事
 一山崎宗信の事と山崎宗信の事と山崎宗信の事
 信濃の事と信濃の事と信濃の事
 一松平紀伊の事と松平紀伊の事と松平紀伊の事
 主殿の事と主殿の事と主殿の事
 一徳川家康の事と徳川家康の事と徳川家康の事
 後養育の事

才古之巻

一松平紀伊の事と松平紀伊の事と松平紀伊の事
 一大地蔵の事と大地蔵の事と大地蔵の事
 一新建の地蔵の事と新建の地蔵の事と新建の地蔵の事
 物師の事と物師の事と物師の事
 一河原の事と河原の事と河原の事
 形抄の事
 一松平因幡の事と松平因幡の事と松平因幡の事
 形抄の事と形抄の事と形抄の事
 一松平甲斐の事と松平甲斐の事と松平甲斐の事
 の初日と松平の事と松平の事

第廿四之巻

一 酒井御理より新貨の家内仕立の事

一人因門より河内入るの口と入る事

一 酒井河内より平生の然る事 漏子内通次父より其成を悔
し半

一 本多能忠より数番の事 其相見に然る事

一人子田男取多事と生まゆ事

一 阿部御守より父の事 後より下へ因新若方

一 堀田上相より西位使 堀田御守より其事

堀田家より日此局縁事

一 加賀より殉死の時 庭判より其事

一 酒井河内より其事 其相見に然る事 其半氏に其情

氏の家内侍より其事

第二十の巻

一 戸田能忠より其事 海蔵より其半 其相見に然る事

其相見に然る事 其半 其相見に然る事 其半

其相見に然る事 其半 其相見に然る事

一 一人又山城より其事 其相見に然る事

其相見に然る事 其半 其相見に然る事

一 酒井を以る其事 下室より其事 一人其半 其相見に然る事

其相見に然る事 其半 其相見に然る事

一 一人河内流漏杯の事 其相見に然る事

一 一人河内より其事 其相見に然る事

一 一人右衛門より其事 其相見に然る事 其半 其相見に然る事

其相見に然る事 其半 其相見に然る事

- 一 福系伊織の正徳就死七郎其味同姓其流る以下お流るの事
- 一 少田持津の醫術超群の事 御月女教おお島主人教の事
- 一 東流の超群たる女教おお島主人の事 藩中をせしめる
- 一 福系おん正徳お流るの正徳と書せし時 藩中をせしめる
- 一 水戸おん先皇の御流るの事
- 一 秋九郎の事 藩中をせしめる

寛政六の巻

- 一 細川和泉守有孝の事 藩中をせしめる 伊人の事 藩中をせしめる
- 一 伊達和泉守村知麻布の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 是公和泉守の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 伊達和泉守の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる

- 一 秀永の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 松平陸奥守お永の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 伏見の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 伊達和泉守の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 松平和泉守の事 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 藩中をせしめる 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 藩中をせしめる 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 藩中をせしめる 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 藩中をせしめる 藩中をせしめる 藩中をせしめる
- 一 藩中をせしめる 藩中をせしめる 藩中をせしめる

以上直道等々如流意本平 医流卷末毎加入之以下自
 中廿七至三十之巻 采心採老人雜話充卷數者也以故

今茲省之唯字目錄而已

廿七之卷

一 駿河至十方石と中村或於が備あり或於六子石氣以
振人よりありて一

一 石田津波の備を岡山治世に移柄と有り一人と決せり

一 有堂初集の節日明教を不努力ありて由來あるは先知也

一

一 加敷元治の事入石田と知り

一 京房進討の時お後去石七人小倉平十六人の

一 明智佐と戦りて時右岡小松の城よりあり

一 右岡の法去石に仕られ答題の

一 右岡使者流の石去れり

一 元治の天草字に城を元治と改り

一 菊條まはり

一 細川越中と赤木屋と石去りて一

一 明智坂の小城と藤村之南に小倉教の明智堀あり

一 小牧山跡の附ありとありて一

一 松永石基石城の附ありと伝長を一人

一 常田信家と征りて時城よりありと一

一 堀集の諸人のありありと一

一 同人備前の入と右岡よりあり

一 大石元使と命ありて堀集あり

一 右岡百石ありあり

一 右岡常田と討りて一

一作は法皇の御政武乃物語と浦和源正（元作と又之流弊少）の御記と
叱りあり

一 石依のふいさ池氏 苗より 佐々

一 石依のふいさ池氏の 苗より 佐々陶氏

一 元利元就陶氏と滅して 石依と改む

一 伊豫守の河津と改む 佐々

一 丹波守の河津と改む 佐々

一 石依守の河津と改む

一 福徳守の河津と改む 佐々

一 那波の改む 河津と改む 佐々

一 武田信玄より 苗より 佐々

一 石依守の河津と改む

一 石依守の河津と改む 佐々

一 河津守の河津と改む 佐々

一 石依守の河津と改む

一 福徳守の河津と改む 佐々

一 石依守の河津と改む 佐々

一 石依守の河津と改む

一 石依守の河津と改む 佐々

一 石依守の河津と改む 佐々

一 石依守の河津と改む

一 石依守の河津と改む 佐々

一 石依守の河津と改む 佐々

高の節よりし事書し節も 事思ふ心意なりし今も
少島の事又成し

一 樞の甲より乙を教の上手扱はむより 事入ありし

一 一歩いそ後の事より牛馬かしく事書を入りし

一 一歩垣え下より教の親世又二節より 事書入りし

一 右周由書この能くは法徳よりして明智なりは法徳は

一 大就方知の事あり 標本の事として自給不度なる事

一 之が事なる知の事教の上手なる事小教の上手なりし

一 老人おのの耐 今を及ばず 法中 思ふれ事なりしものを教ふ
よし

一 法華礼の事

一 一歩方なる大智流の法河流よりし事ありし

一 一歩昭流の法事他尾事ありし

一 一歩繁れはるを周ハ礼事名後屋よりし一歩其が法正

一 一歩繁れはるは法正の法事他尾事ありし

一 一歩多ゆんと事書し事入と今法正事ありし

一 一歩の事と日本入る事ありし

一 一歩智流の耐事ありし 法華よりし事ありし

一 一歩古九之事

一 一歩府の事 一歩府の耐事より 法華よりし事ありし
ありし事 一歩府の耐事より 法華よりし事ありし

一 一歩一歩法府の事 一歩府の耐事より 法華よりし事ありし
ありし事 一歩府の耐事より 法華よりし事ありし

一伝書お積りのふむお積書一の巻末ありて
一武士のふむお積りのふむ

武野燭談想目錄終

文政十二庚寅年二月九日武藤氏本寫之

中村直衛

武野燭談卷之^一

武野燭談の序にありては、いふに、余亦もたゞ、東風和暖、
春日の光を、盡さざる、徳の介を、そも、明くも、く、に、海濱ら、
清き、わら、ゆ、代、より、ひ、く、家、の、記、録、人、の、日記、常、く、
抱、病、を、く、あ、の、事、減、ぬ、た、也、一、の、中、あり、も、ん、有、る、と、
物、終、の、時、下、り、ま、く、く、ゆ、め、や、う、に、書、ら、め、た、事、
の、ま、た、い、紙、を、み、く、元、祿、の、始、小、徳、院、の、ま、た、い、書、
ま、く、那、波、津、の、波、打、お、終、ひ、一、書、長、は、漢、を、く、と、
君、臣、い、く、也、下、り、わ、ま、く、く、も、開、信、下、り、事、の、一、ゆ、り、有、
節、と、書、集、ん、と、ま、り、ふ、代、の、書、録、も、記、一、け、ら、る、た、ふ、
を、得、り、有、る、と、い、ゆ、く、は、碑、の、真、偽、知、り、め、く、ま、の、
ふ、い、ら、ふ、は、昔、ふ、れ、の、者、一、い、書、ひ、く、り、て、開、信、し、

事も多かりし一これの今と又後の人若物保ふべき侍
らんみ海一戒のたらひありてはさし出る人の若
んむきなきふ好き唯記侍ふ儀一ゆりちき廻の念ふ
たらしむるむしき一とぞいれんまらふ小枝さ枝の滅
む一版儀一ゆり事おき多かりし一押紙朝者
保元平治ありて父子の忠義一これ法兼若和の時より
若臣の禮義一兼久一初く王道を了けく百保年
建義一統の後ハ結句帝系武臣をくおつて武士の極く
勇めりしゆり版儀一ゆりも小仁義の勇気失ひて應仁以
来戦國の風俗お放りてく公武の法令も用ふまかく今
道政ふ善ありあり一孝長元和の治ふむれ武備盛んふ
若臣禮節辱く天下の干戈をさやふふ止り人倫の

暴を常より守り沖代より通りの元々

東照宮の義製ゆりたふ 大相國の四海小義刑する
徳実ふありて一二代將軍の勇ふおれて公方家と崇の
奉るよりと誠とゆり仁政を施しありて一石天下をなれ
下よりおれりとのけり一ゆり縁とゆり川されゆりち極ふ
應仁以来好むところ若臣とい太閤秀吉も一統の切通し
りし一ゆりしゆり許とゆりひ楯と用意あるゆりしなる
大若といゆり一版のゆりゆりんや一右同豊臣家より
東照宮一作命を向ふ小初のたりまね版ゆりて義ゆりしせ
我の主不人必ありしゆりゆりたれ 神若若一ゆり世に
あしゆりや秀吉とい楯とゆりてせせゆりひしゆり御群
の徳儀ととも思ふまふあるもいおのゆりゆり日本の如く

為ひありぬる人の心も味くらしむる者ありしや
 豊臣藩にもありされたり事なれぬ歎かきしめありし
 人の情へいり事なれぬむし何の流るえりよしし坂
 の疎築れん後秀吉も少自務りて日本國の人粒瓜
 瓜とあせたりしも折陣圖とてし城も築るゝ其
 為す御ししや時 東照もさうそゆめりし御
 挨拶ありりりふ大國の作ありの若秀吉も其をせし事
 しそをししや時ありしやしし軍法もやゆりし
 身もせりし和睦とてし思惟とて世の満城もさし
 けしとて空ひしこれいふ城も函城示されりり藩方
 中せしゆひの遠ひしやい城文もゆせりし城も長米
 外しし歎かきしやし何とせぬしもらんせし人城

城も賞既ありしやし加賀藩に加取上杉も方りし
 城も徳との心もあらしやしありしやし天下へ
 統の後花人と悉く江戸もわしとて西の法候
 未物と稱さしひ藩長もわしとて古の城もいひ
 これ古なりしやし名もあらしやしはあひける事
 古も主御りの中も聖教の人今今日のゆひと知し
 りりぬる世も新き君臣父子の忠也也も背りし
 病もいひしやしせんは書籍とて廣くゆりしやし仁
 政なりしやしゆりて日御りしやし和判と判せり
 これいひ判書と判し記傳の書物ゆり判行今も志
 たりしやし印代新注の經書と判せりしやし判判ゆり
 たりしやしやまぬる事何とて本朝爰に清家の人

古法採用し其くもあらず林道表り千時洛中りて
 論語取初く漢せし故の徳家の持士安泰の凡古法
 の書書を清永柳業り割忌せし天子七代の侍讀
 小佐久守清りし清永良枝に代の柳業りて其橋の
 家祖のれハ洛中りてわたりし漢席取ひり此其
 新法採用ゆり事一を向しきかしく公家神ふ架りりて
 大神若用たりし凡古を廣く導るあふり凡門
 の学い古く造りし漢廣の古法のことを用ひんやふ
 衆の後よりふも理つそめ洩りるゆりれし程朱の
 法を以てし主修羅浮子講席をたすけ興起りし
 ありし折れし洛陽学风改りふたり関東もそも是利
 の学校上松禪考り後文をこれゆし皆朝臣の其の

称書歌書冊系教の傍依の事小入し既ふきこれゆし
 道春りりし本のことし学校再興ゆりあり此れも
 中法より今小禪宗の有る成りしや武とん法りハ
 礼せ止む事とゆりれし一度戒衣をて天下干戈
 治りしり再びひり書を執りされゆし武とん法り
 相い文及之文とたをくらりものハ又武及之練兵り道ハ法
 ありて老孤治りハ徳常たりすんハも有細常の教
 悉く理書ハあれハ三百年來文及廢れ禪侶の学密
 小智徑を奪りしり老小法武ハわたり武をてり所ハ
 送心礼儀の事も公ありせり文及の賢き法と常ハ
 てハ人の性ハそく若かれハそり何しハそりそもの思
 りてしそ法礼ハ時の天運とそ云りしそ長ハ其法ハ

一統一者家業と起すものと云ふ唯此の君の徳沢の及ぶや
被ふ作く一々儒教の再興せしめ此の壽院先生の
功ありて我朝の源流也此教を用ひしは唯人よふに
成るべき世終ふ用ありしは唯人よふに
此の壽院宇蘇門中納言小宿客として業教を志し
菟前中納言ありしは清待りしはたまたま功のま
うりありあかた小家声取しあり 亦忠文侍人の
急進海筵を設けしはまきんくまきんくも祥し
高才林道春とそまきんくもきんくもきんくも
大座のおきしはまきんくもきんくもきんくも
信く功ありしは其座の科とのきんくも
一亦忠文の梅のきんくも 古徳院敵の梅のきんくも

このあけり人の口をふも望みせしはまきんくも 亦忠文の
豊臣家と沖縁と結きてその後上流の山内法を
治むは法掃へて上流者くまきんくもきんくもきんくも
亦即ふまきんくもきんくも君が下の口人教とひく小田原小
系家の入教と合ひ凡日本中一の武士攻めたりしは
亦まきんくも秀吉の武勇小牧長久手ありしは大概見透し
たりしはまきんくも亦忠文のきんくも天授の将と云ふ
楯實とのきんくも汝等もかく小軍せしは家必勝と結して
運ふ有しと懐かきも 亦病鳥記ありしは秀吉の
母と供とて妹と我妻とて上流文小思ひしは
武も徳もも徳ありしはまきんくも上流海とてありしは
沖の庄別豊臣家口をふし後継ふ入しは亦忠文

作し海へ遊ぶるせりゆふ委しこれハ時の城愛城
考へあし海へ事 神急斗ふり元今川の暴風
ゆりしありふ氏真の人とあり成りくありし
織田家へ入寇ゆれ信長と一生を依約成政をせ玉
ふ氏まは武田信玄とまよりのむらむ極威と成ひ
人と敵ふ川清をせゆひし小治しもひのありふもゆ
まきつりし年竟のよると信義とまきし字しせりふと
足へし信長と小治とひく父の敵義元と討りふ
大野の氏真父の敵織田小治と武田信玄父信虎と
追出し嫡子義信と殺し甥氏真とあしと後河と
奪ひ取不義と集り人うま交り成りるふ豊臣家
之君信長の敵的智光秀成討り義小治と人小徳

うと一度織田信権と評楯の討ハ 大神君信権と助をせ
ゆひ信権と豊臣家一味と 徳川殿と上洛と持
ゆりし一書討の宜小治とゆせゆふと承り侍へ
一 赤松官成討作かゆゆ 右兵衛尉 尾張夜常陸女 紀伊友
いあふ小道日武具秀初は信権と 七周宗せよとの
ゆ事ゆと有司たあゆゆ武具方ゆと 黒木のゆ甲
宵共小ゆり茶ゆゆを敬再洋軍廟例のしと持ゆり
其法下流小ゆゆゆありハ右兵衛尉成命ゆと 稀せ
りゆゆ 年若とゆゆゆ親をせりち名と不ゆ常陸女殿の
女教節の武勇真加の侍之定とあゆゆいあ人ゆゆ
させゆゆゆゆゆゆも戦場ゆ踏んで勇切ゆあゆゆも
あゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

勇功武實加の士ふりやめくゆ極中とく主人と推し
く例るれい女夜節力一日の内ふ敵の大將あ人の首
取らる人なれいゆやるん平岩の上空あり一
家の主親水野野別と村又依康衆のい母堂生害
の後遠くはたきうあひくさくさる者北あさ人あひ
兄弟神文兄弟のい武具いを沈はいりゆあかき
板糸いあふふあふふ成りれい義利後改相將後改
成在相將後改
いあ人のい武具い 家康公考初さすたすとの
上意ふくい兄弟い日ふい神ありしてたさせむひり下の
批判「活遠ふあり 岳崎宗存より次ぐのふ進教多
ゆりくあれともい神自あくるさせむい事いあるい
とさなかくい汁いせむい 神急汁い部い 魁あも

南あも勝てい神志子いりいさのう又天下と授らあ
將軍ふさくせむいゆいあくいありい
一慶長五年の秋依え筑城の役を不目ふ進して用ふ
の橋とい門せはあふおちりい小山の神跡をい
あも大神君作りい今迄城さる橋いを修むて不目
由なりあい程も橋と拭きせくいそはたかふふあ
る所の橋といたらんいゆい遂て築城さるい
歎息ゆりいありいやまゆのいるあ庸人のあ
つき城いゆいい回さ九月神を教の綱或人性亡日
とく首途いは志憐よりい言いありい何姓七日
中い我由縁はて能とさきり日ありいい即時い馬
ゆいけい城の趣いあ日あもあけりりあさあき思ふ

早迷の沖流觸るは字下

一 昔長十九年の事小春日の社密本千本打きて大地の
落見山事の事下と云家持小踏と云云何と云
初使後府小本りて 敵慮と違りひるふ

大神若作あり春日の社流竹流もなき 歳若秋て
定とく朽折しくしそ竹のめ江戸將軍より修造可
ましく後養やせおひるりともや

一 亦思ふ作ふ武家大將軍の事の實くつふ農高
かり王法軍法小此の實成合せくむの事のみ天下
國家法礼の基之王法は則王道ありて聖教の法成る
りて事小く家神國の古く政と改くまき九重の
内小海りて玉座と初りされねむも民の艱苦成

ありてありてといひ軍法は武家の業ありて法小礼
と志まは心と終め民の於ひと疎くといふり礼あり
世小武道と嗜い流の人よ流るるを若くして勇操と
そりりぬ 流るる西小流てく武道軍法はさかくた
くれり小百姓の若くみ一粒百姓とて去年の秋も
種成るるの若くみ今年秋の種も
是と刈是とあき穀と刈米と刈て王將はま
法人と救ふ百姓の若くみ血の涙と流るるをさ
聖徳太子の御例小民の若くみ血の汗は血の涙ありと
若くみ流るる御出りお流血成ありお出るをさ
突りて御さうはゆふしそ君子は一版と合する内小民
百姓の艱苦とありてなんいり御ふ地代友民と

虚く留て食らひ君子の志む亦天の怒み添へて
職人の法の大工小工ありて家産を物成造りて人として
風を凌りて海川を渡り礼の法り或る不習を造りて
よ法り工の業ありて主功多しむる高し出へて
賣買自出せりて故と成て是よ習あり市人小吏
こころせらふ益多しむる物不農物工職商家のこころ
い川もも月くくむて内裡せうらむ将軍
とい幕府のふ物ふ法ふ大將軍幕府を忘れ
ふ家のこころに成て侍弁と事しむ法後ふたれ風
流と好むじう家の柱の朽ると知らるる也大風を来て
一時ふ此家を亡はたすとい大月義隆上杉憲政今川
氏真のこころ共一國を治りありて先祖の武法失念の

あり武將ありてい室町家のあし義政風流ふ留て家
家の軍法失念ゆへに公方家の威風は職の事ふ棄て
たり家と成て治りの家業と成りて勤り者い不便ふ
り付ふ多し事そ中へ家不業内ありて一戦ふ
利と去へい罪重たるとりふと怒夫りてい眼あふと
えれいふと治りの仁の元い武た不業内かり武士い唯軍を
起して人の心と掃めあり候り候りい武家の礼い
候りて礼に武士の戒りい武術者まて其て武法不業
内かり物い物とありて其物を知らる者い為理と去ふ
為理と去ふ人の虚言多し虚言多しと其の眼病なり
候りたり者の解り候り候り奢るそのい七女い如しの
武士の方と成り候り候り能く候りてい其のふたりす

古事記の端をいへ天下をひらくれおもんやたふひ親
族よりやしも早くもむね武家の眼磨くなま事の
元亨利貞成事へく軍令法度と礼を以て政を以て
ましく文武の一致を知りて家業と指す者を用力し
よのい事くや

文政十一戊子冬十月十九日於益城上郡天部莊目齋村
山中仮庵燈下写之
中村直衛

武部燭談卷之一終

武部燭談卷之二

一東照宮作ふ天下の望の舎宅のめく深年友橋の
四姓を三の内府の四等をも別家の四隅の柱に俗小使
よりと棟と建をもたり柱といふ大将柱といふもめく思ふ
也一大将柱照宮の朽入く候一時的に家必合のて
若く大将柱の力持大事に次ふに家老の心持思ふれ
に隅の柱をななくしていめく家安徳のんや唯治
平徳武家の武たふ高るてく軍法とて思ふく心持
まのい事成り人成りなり病入るたふひとて
ゆり謀めと不用よと家成り端とて思ふせりこれに世間
なれは公家の武士もいひ武家の公家成りなるゆに
家業と考ふそり一江戸共住小庵とて君の意ふ列

之君其位以わりて臣の席小を耐いおしう家治るる
礼の端元亨と知れぬ家治のふし概に因承の各家
子葉邦胤いまわれも懐念万石氏外一家長の系
女万石氏の可成願一東う家月高城の治臣のあり
て二石松万石の進言候分と押外一あり是を子葉
一人ありて知せぬ滅亡を御しとて治身お遠ゆ
子葉もあもる城もたふ今いしひり又公家と武家
と者別のだ鬼一と別ふ建武小公家の後房の武家の
楠正成も一將の賢臣とありはあ人天下治りゆり
知く後房の道世一楠の討死あり是武家公家治る
の職分と守りあまねる常例の武士親あても用を
りあ事ありぬの 上意あり

一亦然實作ふ私欲多き將小公家の所をゆり事なるは
早くと放す一謀叛のりも違ふりも抑ふ他
とくぬ欲心よとゆり一又依作員負天下礼の大
根元なり親族類第一のりも懐念とて民の治をも
よふおとぬれとて一判るる理ふ治ふ大御の治
ゆりふしる承りてやたふ一今川義元除海寺の
官母和尙お族のこのは位あり一國をよく治りたれ
とも家光の威か一これに雷舟進化の後今川は位元
一とく成り一とも法人軟ひ起り治る義元の子民真
小むり由紙夫たり軟りゆり一主將の御作より起り又
家司入威と辱り共重の強欲とあふる一伊予の
そ家の仇天下の罪人なり一ゆり成と忠臣と

新智恵己小作りの主智恵と人小濤り因縁歩小和順
あそそそ天り小信ひ一國二あ小清信ふよのそ主人も
又人上り付てそふい大物の清りなり又一二のほたる
者もそ物柄とそふれはそそ謀議と忘れて成と
人小濤りこれハ道り多めり

一 作ふたふハ公家ハ金銀のそそ武家ハ鉄のやハ金銀
高あれも鉄の用の莫ふあふハ小穀竹木と刈納
礼と結り武家とそふり道具也ハ無流の又物流鉄の
刀ハ金銀ハ好くそそハ御心の付まハ眼赤の事そそ
古流ハ金銀雖貴落眼赤武士ハ族士ハ横あ法心とそ
登りそ武士武家とあふハ流小柄とあふ刀脇そそ
止りそ中者病子汁あては流あふたふひあふ

一 又作ふ主は教ひ起れハ玉亮ハ是武家の中とそ不知
ゆハ之我力ハあふりそ命と格ハ流小まわりそそ
陣のそそ格とそ主人ハ家人と流く毎れハ安粒ハ君
流うたふそそだも調めそそそるあふとそ下歩ふうた
ひく侍車ハ法皇命ておく一軍の備も調ふたふぬふ
百人も三軍の災ハ教ふと起りそそハいひあふり物ふ小
そそ教ひおハそ侍何とそ主とそや法人ハ内甲級と
うまぬそそハ此彼とそそそ流小推ひとそそあふ意とそ
流小玉那とそそあふりそそ天下物流あふ職分りそそ上帝
へのまふそそ又自中ハ金銀とあふとそそ只ハ一版紙食
あふ一そそとそそぬハ天下の大將軍も下民の徳もあふ
あふそそ也。民の建流と食りそそ力ハあふり命ハあふり

家人百姓の思ひ付きり振ふ所の小聲牛を尾のたぐひ
切り下し平気我思ふを欲しは教ひと起す也味方よ
少くもうたひぬく縁なきを理と云ふるはう縁こ
世と法令とをうたひぬくは良物のゆ縁之はのほり
つら忠と君ふそして功と人小徳りお別仁義の勇
士成りしとそ作しきしと水信り

一又上高小國家事んとそ小業釣矢業と好むゆりぬ
云家形候小成と武家の格式とあれ武たど夫を
そりぬ一は家とも振りそり一聴一たる者事とわら
小をり口おは法と事とつたま勇一人と楯おはる
おのりわらその小修法と奢者おわらとく一君より
もたのれふ成と高くせんゆと歌一遊よはと家と棄ふ

を暇あなりそや戒の忠臣は大縁とと高信もむら後
力とも洞とも刃さけく大小上下と推そも教とちふ
和候と才一小よりそ戒の忠臣振入のゆりさくそとの
それお根を振入ゆりそお教と終そも常盤の色を
改めすもと端人正士小法一忠臣小徳たり侍輩
と振め己有るまにゆりまふ一おふた一人振入を
なくして己もひるゆりまひゆりぬかぬ松をま
むたひひそたつる心ゆりたのりけすしこれに
おくして君たりは士卒のありて大將の号を
先程よりお侍小虎臣は元よりおまことと大お守りなる
是非もかき何果うせれ有るお教おおぬとて
渠う教家とむをわくおさゆりのま物の根をり料あり

主罪不効しては後河原の事なりとて改行をまゝとせしめ
とて唯大方の事不効といふもいふ所の付の共子孫なり
いふ事ありとていふ所の付の恨恨といふ事不効とて敗軍
の巻之部下の者ハ出立ありて約合ありて不用の付を歩
物として入歸る者なりとてこれハ先世より取られ
しりて別一國のハは是も今又異國中別行事と控
りありともいふ所の付の事なりとてこれハ先世より取られ
慈仁左衛門ハ一政なりとて若し改行改行とせしめる事ハ
所下一回たりともいふ事なりとて此ハ何れもいふ事なり
たしハ弓氏ハ末代將軍の政行と細川山名ハ後
ても將軍家ハ存すハ成法ハ一回不効といふ事なり
三好氏系も又ハ又改行とせしめりて此方義輝と河村景直

又しと威とまゝとて三好と河村信玄ハ信虎の家法と改て
六十余ヶ條の新法と出立ハ大望有なり先祖の
功跡と罪不効といふ事と夫ハいふハ先足利將軍家
ハ義持父の道義の政行と者といふて此ハ河村の
公ハ家威の爲る始也と夫ハ後代もいふ事將軍
名をいふ賢なりとて法也といふ事將軍多く東朝即ち義隆
ありたりと武田勝頼ハ義隆の弟とありて此ハ先世
と罪不効といふ事と夫ハ親と罪不効といふ事
いふ事ハ孝子のせきりありて夫ハ孝のいふ人いふ事
忠心のいふ事と夫ハいふ事と夫ハいふ事と夫ハいふ事
とていふ事と夫ハいふ事と夫ハいふ事と夫ハいふ事
淵をいふ事と夫ハいふ事と夫ハいふ事と夫ハいふ事

わらわらと後の人を映流く衆飲の臣の家柄の付を
若しめまゝあつしつと以金縁と云ふ一説入来金と
きりぬのち法は用ひしりぬのちりぬもすも天下路
初のりしひそく一全縁初室八國の家と六次の事一
之の乃と大切のりて家業と法初る事と揚用る智
けりくと病民の世育一子のおりひとをたははして
天下の家とはなれ又人と見たりして忠統とあつたを
家自格のなめり人と仰りくつと地と仰りぬめりて
物と一生一己と解り後と思ひ人量りくつとん天
下ハ鏡のや一毫とも曲る耐を忍忍れり天下の
口も似たり先はハ殊小才一不嗜く將軍小名は下り
ゆ一と作やくま一とせん

一又仰ふ不忠の臣ハ己と偏ひ氣ふ忠なる形ふり事とのこ
揚用るゆ忠は法れてさふ不忠のり族をわめりともや
ゆめくゆは不忠なり我と心といふゆめ自問自答
あて右の漢と法は法がして正と云ふゆめ名り耐を
傍も不忠も不忠も忠道も明るふ名ゆめ一平亮己
と利己と自傍りりゆめ不忠ふ孝ハ起まりむ持人も
下の家司たりん者ハ忠臣の根基ハ己法的白りて人
とよく知れ忠臣の忠臣の根成りてこれハ體云ふ
けりゆめや人の己法知りり事と云ふゆめこれ人を知り
る事成りゆめ一誠ふ百世の鑑なり人ハ本をゆめ
ず忠縁と云ふこれ一國の民の心なり師傳ゆめハ
守後徳ふゆめり人ハ道と云ふ試と金ハ大と云ふ試ゆめ

以て一言云はほも公法なり九思一言云なりまや又
主人故なりふなきなと見ししけれは家士を元とるも
し自然の事も一思の令尹一郡の事ゆも人せりしひて
らそめ公法一けれ又おと流ふ公と流りし小群と考
かりぬしこれれは使のわふせされも瑞しは公法
のたしは政なりわひく末と考るを捉しつふを難
業うの公輸士りたきも規矩とひせされは方圓とひす
りあらしははくも規矩を天下の法式なりたしは
身の長つた大棟の人と定めゆゆふ都郡遠城也と
お命なりふ公事なりし終る政なりかこのこと何
りくは授けしふわし人の何を治細工しふ物なりて
ましはりながら渠はなはしめられぬはされぬこと

何しと判らぬ公事悉く古法に背く家器りて奉じ想
て定法を奉じたりしことか別立候して家とよし
きりとのいふ公法出たり理をえんきしことしなり
何しと公法討果して為候ゆゆゆ公法なりこのこと
家と先し先祖の事若しとなく何しと一而候
ましと公法しふきり不忠不孝の事なりま先祖の若
昔候ゆゆゆ公法ゆゆゆの親の忠公法ゆゆゆ法人のゆゆゆ
公法ゆゆゆ人々天下の忠公法ゆゆゆ何れゆゆゆ
ましと公法ゆゆゆ民人とるしゆゆゆ公法の儀とる
大悪人の情し不忠し公法の善悪ゆゆゆせふゆゆゆ
ゆゆゆゆゆ公法の儀ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
公法ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

乃て用ふる時をあるはるるなるは事小全派の費
す時ハ功をののと常をへく根をへく君恩をへくさ
功は徳をへくさるる此は功あるは事小功あるは
あるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
是とあるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
法礼をへく事小功あるは事小功あるは事小功あるは
ゆく人民の若しめ全派と求めて先是くぬは世の大
敵とあるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
費は止るは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
真の政道なりへくは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
若く古法の樹木の根を新法の根を樹り木の如く
根をよく去るは事小功あるは事小功あるは事小功あるは

とせされども盛んならぬは事小功あるは事小功あるは
お川の根元よまらぬは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
改め悪人のゆくは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
切て移されは力とさるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
治癒るは事小功あるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
家司する者の忠は法人心をくむは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
時をさる者の取手は法人心をくむは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
高ゆは事小功あるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
うは事小功あるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
ありは事小功あるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
誠意とさるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは
さるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは事小功あるは

小恙くせし一まんをきりて大恙仁の事なりてま
深小町の悪事なりと云くもの月々相つてまゝ人物
成り居る事その事なりと云

戊子冬陽月念日写之
庚寅春 正月 十六日 校合

中村直道

武野燭談卷之二終

武野燭談卷之三

一 大神君の作小忠臣は必家老才小かき一男とて大
小い事をも士の道小侍ふま川忠公誠の者いかりも
平たものなれは大将なる人の肝要は少知る事さ
の批判あり又之の威を傷りて出立を命じ法人の伏
つまむる臣は不用の臣人い号洋世はともいふ
ふよ敬りて臣は良臣之とのふ小侍ひたりとて法人
うと内向のいみよりあるゆゑ 案修教ひか

臣シヤク 與ヨカシ 惟ヨシシ 慮ヲモウ 顯アハシ 申モウス 違タガハス

一 海ふし主君小あさくひ臣と稱するも天地陰陽春秋
寒暑の所小治ひ君小仕へく人民と名し一年の作り物

七遠とは是又誅諍の臣の心故有り之君を遠ひたり事
多し時ふハ一命小かへと誅言と入り紙のふハ誅言と
りりし臣ハ己も利教と教えんと益事と事と事と
と心故奸臣之軍場有りとの人越へあり
理安而紙見知りたりんまハ力紙持と之命またり
ひて誅ひりたらひとふ
右七子孫ハ臣の七世とありひて終り守りゆふ時ハ者
祥ふ成り思とととと時ハ部族たのめととと
早免つとととと七世の内たりとととととと
そふととととととととととととととととと
多ふとととととととととととととととととと
との事とととと

八又作ふ父子の事ふ思ふは稀之百五世迄世のもの
めも或内の大後徳の久安ハか一是ハ命も永くをも
上代かり今ハ末世と云ふとととととととととととと
うん終りたハゆひとととととととととととととととと
要なり周とのた孔子の教今ハ悉く人生今日の
ゆひるれハたととととととととととととととととと
紙知事ととととととととととととととととととととと
城との用ハせとととととととととととととととととと
の隆々の治礼と考とととととととととととととととと
日本ハ治年たりゆ（吳玉の事ととととととととととと
今ハ治年ハととととととととととととととととととと
たるとととととととととととととととととととととと

の義主の心はちりて滅ぶ武内宿禰の教代持梁
の臣のして片時も内裏に離るるを為さずねとも
ころころ九割は唐後一異國と押へらるる此時小
朝廷は唐臣のりて武内とて骨内同胞の内なる
わしり入まんとも武内は歎ひと哀しきなり
されとも心忠盡して天墮され武内神を奉
祀するなり一の臣人もねむらばを國よ
離れ初るは程は他はありき武内戦場の猶
兼く惟惺の内なる事そ安智あり人を礼と忘れ
己成すれ仁義と忘るゆへ小命と失ひ心と失ふ
なり夏の暑はいつまでも冬は寒く又冬
の雪もあつた考ふ事目と付て後よ御人

を安智なる人そくは是れ庸人よ多けき色を教
えりて吾道小守く大人家司の徳也

一又作小家光より若の一言の若忍はまゝ若の若忍
なれは言約より小若のわくわくわくわくわくわく
政小の政をさるらんや又家く代々徳を為る内
賢良忠信の若斗せしむる若不肖の若普視の若
をりてもわくわく其系脈と徳をなすも時
て若くも家お徳と云ふは利唯若もいふ
但し又忠信とて我松平家斗(忠者と云ふは
何天下の忠臣之我中者天也)忠とんけい
よやおのりて天下の松平家斗(忠者と云ふは
これ天下よりあつた下の松平家斗もよき)

今も自他なく我も現ふるるに右の如く
書く奥の奥は朝の光押寄るに古代の物なり
己又此書の謂をらんよの作く形は
又作く東山義政の傍りたり人とりをのり
先世の徳へりる夫と忘れぬ人の大札は徳と
東来堂小川移り流れ花車小川流をく
出獨小住しひりふも先世の功成なり
秀くつふもの之秀一人の秀と名く
ありる人の事之般の付とて孟子の獨夫と
鄙りしもいふなり又山義満准三郎の宣
旨を納り大明の成化帝の祭文小秦献王と後
を納れしもい義満の武備の盛なりと又社の

流りと益をくして子孫の眉目と記し其國
之位を徳と約合なりとのをれい
流りくまの人の号なりと法人の目
納れは天下と流り但の納りなり
定りたる事なり小岸下と將軍の威を
く揚りし事なりこれ東来堂より室町
表より左織田家の威勢なり下り
又作く由流り河津の肉をなす
此の用ひとされたり法人の志と
小立ぬ事成りしも名ひ切て
して其教の智者の智の教を納りて
ゆへ小立ぬ事なりと志は忠信なり

誠威を尊ぶ事ありけりや今も昔も忠臣と出
さばり大將の心ふりりて其臣として君ふむひ
高直まゝと誅むる大勇大忠の者也庸人の心むひ
切らる事ハおぬまの之を君ハ忠ありて其の心依
る誅めていざんとあり大敵の中一途入るも
大敵ハありて一敵の中一途入ら名して大利と
けりハ勇士の為こゝろ小忍くまはれてハ今日の力との
らる妻子を小進めめらる事を知りけりそれと
わらうとていざとあり切く云者ハ大劉の忠臣にあり
そら小進めくたうとせ

一又作小將軍の流れと汲之の武たときん職と
守と誠の道とそたうて秋門の徒よく弘たをり

ふいふ結念の位侶と成り傍に玉作とも作ふ
ふたふひ先代の才子能化流家の後巻ありとも
世学の僧ハ本寺僧祿もはむめらるる若ぬ有と
かとりたりとも其の元たうんけふとて國と流る
其かく言ひ折りぬてハ用る事かく家業中一ハ
若仁有らそそあむめらるる上意の

一又作小家者ありて時がかりとも依れを有る
の事柄ありてはかみけりひと結ふ老臣と流る
て何れともがらも法人よま一はもハ其切より
を知らせらるるめ金銀着成何れの宝成らるる
こゝも何して耶小亮帝ハ替使とてハ東夷の
子の童舞を揚りて天り成流るるこゝ帝舞

是なりこれの如くありてはこれの祿は皆天の
功とせしむるべし然れども能く徳を血なりたる中を
功とせしむるべし然れども能く徳を血なりたる中を
とせしむるべし然れども能く徳を血なりたる中を
軍の起りては此の功徳は兼て政府とありて大切を
勿れども能く徳を血なりたる中を功とせしむるべし
よく知りて法人を親子の如くふりてみれば
果下しては我れも亦徳をけしむるべし然れども能く
よく徳ありては此の功徳は兼て政府とありて大切を
勿れども能く徳を血なりたる中を功とせしむるべし
よく知りて法人を親子の如くふりてみれば
果下しては我れも亦徳をけしむるべし然れども能く
よく徳ありては此の功徳は兼て政府とありて大切を
勿れども能く徳を血なりたる中を功とせしむるべし
よく知りて法人を親子の如くふりてみれば
果下しては我れも亦徳をけしむるべし然れども能く

よく徳ありては此の功徳は兼て政府とありて大切を
勿れども能く徳を血なりたる中を功とせしむるべし
よく知りて法人を親子の如くふりてみれば
果下しては我れも亦徳をけしむるべし然れども能く
よく徳ありては此の功徳は兼て政府とありて大切を
勿れども能く徳を血なりたる中を功とせしむるべし
よく知りて法人を親子の如くふりてみれば
果下しては我れも亦徳をけしむるべし然れども能く
よく徳ありては此の功徳は兼て政府とありて大切を
勿れども能く徳を血なりたる中を功とせしむるべし
よく知りて法人を親子の如くふりてみれば
果下しては我れも亦徳をけしむるべし然れども能く
よく徳ありては此の功徳は兼て政府とありて大切を
勿れども能く徳を血なりたる中を功とせしむるべし
よく知りて法人を親子の如くふりてみれば
果下しては我れも亦徳をけしむるべし然れども能く

文政十一戊子冬十月廿日於益城郡矢部庄
目丸山中孫嶽之下寫之
中村直衛

